

国税庁ホームページでは、 確定申告書の作成ができます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

- ☆税務署に行く手間がかかりません！
- ☆確定申告期間中は24時間利用できます！
- ☆マイナンバーカード方式又はID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信できます！

作成した申告書等は・・・

又は



e-Tax
で
提出



書面
で
提出

申告と納税は期限内に！

所得税及び復興特別所得税 3月16日(月)まで
贈与税
消費税及び地方消費税 (個人事業者) 3月31日(火)まで

医療費控除は、領収書の提出が不要です。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
 - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
- (注) 平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



※ 掲載コードのリンク先は、予告なく変更又は削除する場合があります。

確定申告

検索

【税務署からのお知らせ】

国税局・税務署